

地方創生推進交付金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 157万円

1 交付金事業の概要

愛知県は、地域再生法、地方創生推進交付金制度要綱、地方創生推進交付金交付要綱等に基づき、都市部等から若者を呼び込み、地域への定着を図るために、「若者を呼び込む雇用創出・定着促進プロジェクト」(以下「本事業」)を実施した。

制度要綱等によれば、地方創生推進交付金は、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的に先導的な事業の実施に要する費用に充てるために国が交付するものとされている。そして、地方公共団体が作成する実施計画に基づく事業の実施に要する費用について、当該地方公共団体に対して、補助率1/2により国が交付するものなどとされている。

2 検査の結果

同県は、本事業に係る実施計画を内閣府本府に提出した上で、平成31年4月に、交付金の額を5084万円と算定した実績報告書を同本府に提出し、同本府がこれを確認するなどして、交付金5084万円の交付を受けていた。

しかし、同県は、交付金の額の算定に当たり、事業の実施に要した費用のうち、移住候補地調査の委託料314万円に補助率1/2を誤って乗じていなかった。

したがって、当該委託料に補助率1/2を乗ずるなどして適正な交付金の額を算定すると4926万円となり、前記の交付金交付額5084万円との差額157万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	愛知県	地方創生推進交付金	平成30	円 1億0168万	円 5084万	円 314万	円 157万